

NPO法人化に関するアンケート結果

1. 会員意見の集計結果

1.1 NPO法人化の承認および参加の可否の集計結果について

	NPO法人化について	NPO法人への参加
国及び地方自治体	<p>9 承認 (69%) 4 保留 (31%)</p>	<p>3 参加する (23%) 10 保留・その他 (77%)</p>
ライフライン公益企業	<p>3 承認 (50%) 3 保留 (50%)</p>	<p>4 参加する (67%) 2 保留・その他 (33%)</p>
メーカー, 建設会社 (個人会員含む)	<p>6 承認 (60%) 4 保留 (40%)</p>	<p>3 参加する (30%) 7 保留・その他 (70%)</p>
建設コンサルタント等 (個人会員含む)	<p>13 承認 (76%) 3 保留 (24%)</p>	<p>10 参加する (65%) 6 保留・その他 (35%)</p>
学識経験者, 個人 (全て個人会員)	<p>12 承認 (100%)</p>	<p>10 参加する (83%) 2 保留・その他 (27%)</p>
計	<p>43 承認 (75%) 14 保留 (25%)</p>	<p>39 参加する (53%) 27 保留・その他 (47%)</p>

【 集計結果の特徴 】

NPO法人化については75%が承認。しかし、法人への参加は53%と減少。

NPO法人化について全体的に承認の傾向ではあるが、法人への参加についてみると、国および地方自治体、メーカー、建設会社で参加率が低くなる。一方、学識経験者、個人の法人化承認およびこれへの参加の意思は強い。

ただし、NPO法人化に対する承認の如何はともかく(一般論として「それは結構なことではないですか」という総論賛成の意味があるという点において)、特に参加の態度については、団体として参加を表明しているのか、個人としての参加を表明しているのか、アンケートで明確に問わなかったため、集計結果には問題が残る(自由記述の意見、質問等に表れている)。

1.2 意見、質問の集約結果

アンケートでは、NPO法人化についての自由意見を求めたが、その中で代表的な意見、質問を列挙する。()内は、意見数。

法人化のメリット・デメリットを整理すべき(10)

NPOの活動内容を明確にすべき(8)

行政がNPO法人に参加することについて。

国や自治体がそもそもNPO法人に参加できるのかという疑問であり、参画は困難である。また、行政がNPO法人に参加している例はない。正会員ではなく、賛助会員としての参加なら可能か？参与という位置づけで参加という意見。

今の「東海・東南海・南海地震津波研究会」という任意団体のままでよい。

NPO法人が国および地方公共団体から業務を受託した場合の問題点について

研究会の目的が地震津波に関する情報交換だったのに対し、NPO法人ではさらに研究・事業活動の実施と、その目的が異なってくることから、当面は入会せず、しばらく検討したい。

民間サイドの「受け皿」という考えではNPO化したほうが良いに決まっているが、行政サイドから見ると、「マッチポンプ」という考えが頭をよぎることによってフェードアウトしてしまうことにならないか。

NPO法人に参加した場合、その成果を会社業務に反映させる可能性があるという前提があるとすれば、NPOに迷惑がかかる可能性がある。

NPOが国や地方公共団体等からの業務を受注することを視野に入れていくとのことであるが、その際、会員各社が不利益をこうむることのないよう配慮されたい。

業務委託の受注と再委託のルール作りが必要。

参加の形態(団体、個人)如何

個人の就業時間中の活動(公務員、民間企業)のあり方

2. NPO法人化及び参加に対する個別意見

国及び地方自治体

津波研究会の設置目的等は、NPO法で規定する特定非営利活動に合致するものであり、NPO活動の活性化を推進している本府としては、研究会のNPO法人化を拒むものではない。しかしながら、NPO活動は、ボランティア活動をはじめとした民間の自主的な活動であることから、府として主体的に参画することが困難となる場合が予想される。

行政の場合、団体としてNPO法人化に参加した例がないことから、他府県の状況も参考にしながら慎重に検討すべきと考えている。このため、NPO

法人化の是非については、現段階では、どちらともいえない。

既設のNPO法人「大規模災害対策研究機構」の定款を改正し、この法人名を使って法人化をすることを検討されているのであるが、できれば「東海・東南海地震津波研究会」の名称を残すことができる方法を検討してもらいたい。

この研究会の目的が東南海・南海地震津波に関する情報交換だったのに対し、NPO法人では、さらに幅広く大規模災害時の危機管理や安全な地域社会のための研究・事業活動の実施というように、その目的が異なってくることから、このNPO法人の活動内容や、ほかのNPO法等への参加状況を考慮しながら当面は入会せず、しばらく検討したい。

参与という位置付けで（入会金及び会費の支出が困難）

地整内での整理が必要。

メリット、デメリットが分からない。

県という組織として参加可能か検討したい。

ライフライン公益企業

NPO化を承認しない考えはないが、任意団体のままだでもよいのではないかと考える。

NPO化した場合、年会費が増大するのか？また、具体的に何が大きく変わるのか？（どんなメリットがあるのか？）

会員としてのメリットが不明確。

メーカー、建設会社（個人会員含む）

民間サイドの「受け皿」という考えではNPO化したほうが良いに決まっているが、行政サイドから見ると、「マッチポンプ」という考えが頭をよぎることは否めない。研究会参加当初の重要なファクターは「官民を問わないさまざまなメンバーが参集している研究会」であったので、行政サイドがフェードアウトしてしまうならば、「角を矯めて牛を殺す」ということになり好ましくないことと考える。

企業の社員としてNPO法人に参加した場合、その成果を会社業務に反映させる可能性があるという前提があるとすれば、NPOに迷惑がかかる可能性があるため、就業時間内に社員として参加することは控えるべきであると考えられる。また、個人で参加する場合、就業規則の兼業禁止の規程に抵触する恐れがあるため、事前に会社に届け出たうえでその了承をとる必要がある。但し、社員として勤務に差し支えない範囲であれば、自己啓発の延長にある行為として、会社は認めてもよいのではないかと考える。

以上から、できれば現状のままのほうがありがたく、もしNPOに移行した場合は、社内で検討のうえ、加入の可否を回答させていただく。

とにかく、基本的に賛成であるが、最終決定のためには行政サイドの考えを

待ちたい。

NPO法人化でよいと思うが、その場合のメリット・デメリットが分からない。事務局の勉強結果を待って判断したい。

NPO法人化によって、参加者の研究活動とどのように変化するか？（会費、部会の活動内容、活動費など）

現分科会の活動計画は、裾野を広げすぎている。もう少し焦点を絞って本当にできる範囲でテーマを先鋭化させる必要がある。当社は現在、分科会に不参加状態になっているが、テーマが明確になれば人選もしやすくなると考えている。

活動内容が委託業務と本来の研究活動の2本となるが、委託業務として、どのようなものを想定しているか？研究活動と運営方法は変えるのか？

NPO法人は、「特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として事業を行わない(法3条)」との制約があるようです。東京都の生活文化局に聞いたところ、「NPO法人は、広く市民の利益になる活動を行うことを前提に認可される組織なので、その活動が特定の企業の利益につながるのはよろしくない」との答えであった。

NPO法人化すれば、社会的に信用が増えて位置づけが明確になるだろうか？財団法人とか社団法人なら別だと思うが、これは認可を受けるのに時間がかかりすぎるだろう。

NPO法人化によって事務局の負担増が考えられる。

従来で、「参加しない」と表明された会社を教えてください。

建設コンサルタント等（個人会員含む）

業務委託の受注と再委託のルール作りが必要。

営利法人と競合するような活動（受託調査事業）の実施の有無。

NPO法人として、国や地方公共団体等からの業務を受注することを視野に入れているとのことであるが、その際、会員各社が不利益をこうむることのないよう配慮されたい。

NPO化した場合の運営計画（具体的な活動メニューと活動体制）等の概要を示してほしい。

従来からの研究会からNPO法人化した場合、活動範囲がどのように広がる可能性があるか見えないため、現段階で回答は困難であるが、地元市町村が津波ハザードマップを作成するのを技術的に援助することなどの活動は可能と考える。

今、なぜNPO化をする必要があるのか、NPO化することによりどんなメリット、デメリットがあるかを示してほしい。

研究会の規約改正やNPOの規約・定款などについても、現状と対比した説明がほしい。

場合によっては、NPO化推進のためのワーキングを設けて、上記の事項について十分な議論をする必要がある。

これまでは法人会員として参画していたが、法人化後も個人でなく、法人として参加可能か？

参加については、NPO法人化した場合の団体の性格（目的・事業内容）と会費の額による。

学識経験者、個人（全て個人会員）

基本的には法人格を持つことによって活動の幅が広がるように思うが、「責務」の点がわからない。どのような責務が「発生」してくるのか教えてほしい。

河田会長の提案趣旨に賛同する。

組織として今後さらに活動を充実させるためには法人化は重大な課題。社会的な認知度も深まると確信する。

津波のみならず、洪水被害や地震被害についても活動を拡大してほしい。地域コミュニティに対する積極的な取り組みを期待する。

現在の津波研究会は、目的や活動がきわめて明確な団体であるため、NPO法人化にどれだけのメリットがあるのかよくわからない。事務局に余分な作業と仕事が増えるだけのことだけでは？と心配する。

3. 活動のあり方についての個別意見

より広範な学・官・民の連携による研究、情報交換・共有化が進むことを期待する。

現在の停滞した活動状況から、より活性化された活動になればと考えます。広範囲な活動を期待する。

共同研究、防災啓発活動、オープンフォーラムの開催などを期待する。

委託事業（受注・発注）

従来の研究会からNPO法人化した場合、活動範囲がどのように広がる可能性があるか見えないため、現段階で回答は困難であるが、地元市町村が津波ハザードマップを作成するのを技術的に援助することなどの活動は可能と考える。

津波を中心とした災害関連活動を通して、広く社会に貢献できるような団体となっていけるよう希望する。

全国各地の防災（地震関連）に対する活動支援。問題的として検討するNPOとして期待する。